

○遠賀町重度心身障害者介護用品等支給要綱

平成12年3月31日要綱第8号

改正

平成14年3月1日告示第25号

平成20年6月4日告示第63号

平成20年6月18日告示第70号

平成20年8月14日告示第94号

平成22年6月15日告示第63号

遠賀町重度心身障害者介護用品等支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者（以下「障害者」という。）に対して、紙おむつ等介護用品（以下「介護用品」という。）の給付を行うことにより、介護者の経済的な負担を軽減するとともに、障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、遠賀町とする。ただし、事業運営の一部を民間業者に委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、「障害者」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳1、2級又は療育手帳「A」の交付を受けている者で、日常生活上、常時他の者の介護を必要とする者
- (2) 日常生活において、別表第1の認定基準に該当し、常時介護を必要とする状態にある者、又はこれと同様の状態にあると町長が認めた者

(対象者)

第4条 この事業の給付対象者は、町内に在住する65歳未満の在宅の障害者で、介護用品を必要とする者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく同様の給付を受けるようになった場合
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設に入所するに至った場合
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は身体障害者授産施設に入所するに至った場合
- (4) 生活保護法に規定する救護施設又は更生施設に入所するに至った場合
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に継続して3カ月を超えて入院するに至った場合
- (6) その他町長が、給付が適当でないとして認めた場合

(対象者の判定)

第5条 第4条に規定する対象者の判定は、町長が行うものとする。

(給付の内容)

第6条 給付は、介護用品の現物支給によるものとする。

(給付の申請)

第7条 給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、介護用品等給付サービス事業利用申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(給付の決定)

第8条 町長は、前条の申請があった場合は、速やかに利用の要否を決定し、その結果を介護用品等給付サービス決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付限度額)

第9条 給付限度額は別表第2に定める額とする。

(継続利用者の対象要件の確認)

第10条 町長は毎年7月1日を基準日として、継続利用する者の対象要件及び給付限度額を確認し、要件を満たしていると認められる利用者に引き続き給付を行う。

(給付の取消)

第11条 利用者が第4条ただし書きの各号に該当する場合又は死亡、転出した場合は、給付の取消を行うものとする。

(給付の期間)

第12条 給付期間の始期は、申請に基づき町長が給付の決定をした日の属する月からとする。

2 給付期間の終期は、最初に到来する6月末日までとする。ただし、給付期間中に第11条に該当するに至った場合は、給付要件を喪失した日の属する月までとする。

(事業の実施)

第13条 町長は、利用者に対して、介護用品等給付券(様式第3号。以下「給付券」という。)を交付するものとする。

2 町長は、給付券の交付後、定期的に介護用品を給付するものとする。なお、給付の方法は、原則として町と契約した介護用品の納入業者(以下「業者」という。)が利用者の住居に直接届けるものとする。

3 利用者は、介護用品が給付された場合は、業者に給付券を提出するものとする。

4 業者は、遠賀町に対して、給付券を添付した請求書により給付に要する経費を請求するものとする。

(償還払いによる給付)

第14条 前条第2項から第4項までの規定にかかわらず、利用者が希望し、かつ、町長が相当の理由があると認める場合は、償還払いの方法により給付することができる。

2 前項の規定により給付を受けようとする利用者(以下「償還払申請者」という。)は、第12条に規定する給付期間にかかる給付について、介護用品等給付償還払申請書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の申請があった場合は、速やかにその要否を決定し、その結果を介護用品等給付償還払要否決定通知書(様式第5号)により償還払申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により償還払いの方法による給付を認められた利用者が介護用品を購入し給付を受けようとする場合は、介護用品等償還払請求書(様式第6号)に所定の領収書を添付のうえ、第9条の規定により決定された利用者の給付限度額以内において、原則として該当月分を翌月の末日までに請求するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月1日告示第25号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年6月4日告示第63号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年6月18日告示第70号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成20年8月14日告示第94号)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。

附 則(平成22年6月15日告示第63号)

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

1 身体障害者認定基準

I	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中はほとんどベッドの上での生活が主体であるが、座位は保つ。
a	車椅子に移乗し、食事、排便はベッドから離れて行う。
b	介助により車椅子に移乗する。
II	一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。

a 自力で寝返りを打つ。
b 自力で寝返りも打たない。

2 知的障害者認定基準

I 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
a 日中を中心として、上記 I の状態が見られる。
b 夜間を中心として、上記 I の状態が見られる。
II 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
III 著しい精神障害や問題行動あるいは重度な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

別表第 2（第 9 条関係）

給付限度額

所得階層区分		給付限度額（月額）
第 1 段階	本人及び世帯全員が町民税非課税	6,000円
第 2 段階	本人は町民税非課税、世帯員に町民税課税者がいる。	3,000円
第 3 段階	本人が町民税課税者	非該当

様式（省略）